

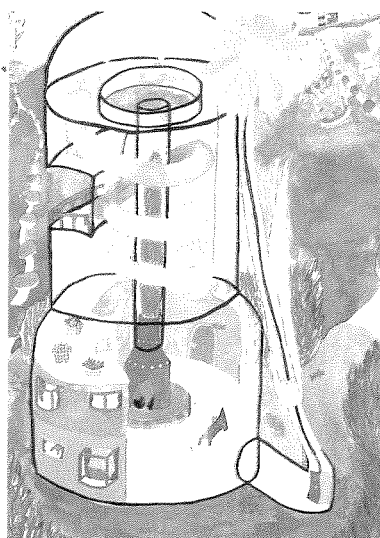
1 | 基本理念

『住みたいまち，安心して住み続けられるまち……生活快適都市よこはま』

- うるおいのある豊かな市民生活を送ることは、私たち市民共通の願いです。それを実現していくためには、生活者である市民の視点にたってまちづくりをとらえ、私たちの街・横浜を、住み、働き、憩うなど、トータルな面で「生活快適都市」と呼べるような街にしていくことが必要であると考えます。
- 住宅と住環境は快適な生活の基盤となるものです。すべての市民が、すなわち、過去の横浜の成長を支えてきた世代も、現在の横浜の発展を担っている世代も、また未来の横浜を築いていく世代も、安心して住み続けられる住宅と住環境を備えたまちをつくっていく必要があります。
- このため横浜市は、住宅の「住み手」「つくり手」と協力しつつ、総合的かつ体系的な住宅施策を展開し、『住みたいまち，安心して住み続けられるまち……生活快適都市よこはま』をつくることに努めます。



■特選「牛の歩く家」
岩井麻衣 6歳 金の星幼稚園



■金賞
(神奈川新聞社賞)
「自由な家」
中村佑子
田奈中学校1年



■金賞 (神奈川新聞社賞)「うさぎのいえ」
目谷真美 5歳 金の星幼稚園



■特選「空に浮かぶ町」野本香奈
あざみ野第一小学校5年

H6.2 住まいの夢をはぐくむ絵画コンテスト 主催：(株)日本住情報交流センター

2 | 基本目標

- 基本理念を実現するため、横浜の住宅事情及び住宅政策の主要課題を踏まえ、以下の3つを住宅政策の基本目標とします。

(1) ゆとりある住まいの実現

- 市民が、国際都市横浜にふさわしい居住水準を備えた良質な住宅に、適正な負担で住めることをめざします。
- 横浜市における良質な住宅の目指すべき条件として、十分な広さ、高齢化にも対応できる高い性能、適切な敷地、十分な耐久性・防災性等があげられます。このような快適に暮らせる横浜らしい住宅のあり方を追求するとともに、地震や火災等に強い住宅性能の確保に努めます。また、既存の住宅ストックのうち、最低居住水準に満たないような狭小で老朽化した住宅などは、長期的な視点で徐々に改善するとともに、良好な住宅ストックについては維持・保全を図ります。
- ゆとりをもって暮らすためには適正な負担で居住できることも重要です。市民が支出可能な住居費の範囲で、住みたいと思う住宅に住むことができるようにすることをめざし、適正な家賃の賃貸住宅の供給に努めるとともに、持家についても適正な価格で取得できるよう支援に努めます。
- また、市民の住宅ニーズの多様化に対応し、ライフステージに応じた住まい方が選択できるよう支援を図ります。

(2) 安全で快適な住みよいまちの実現

- 市民が、良好な住環境のもとに、住みたいところに住めることをめざします。
- 横浜市における良好な住環境は、住宅地としての安全性、快適性、利便性を備え、子供から高齢者、障害者まで、誰もが安心して活動できる条件を備えていることなどを目標とします。このため、既存の住宅地や新たにつくる住宅地など、地域特性を踏まえて、地震や火災等の災害に強い街づくりと良好な住環境の形成を図り、安全で快適な街づくりを進めます。
- 安心して住むことのできる住まいを確保したり、働く場に近いところに住みたいという市民の希望を反映した住宅・まちづくりを進めます。また、新たに形成される住宅や住宅地には、住み続けたくなるような良好なコミュニティの形成を支援していくことなどを通じて、安全で快適な住みよいまちの実現に努めます。

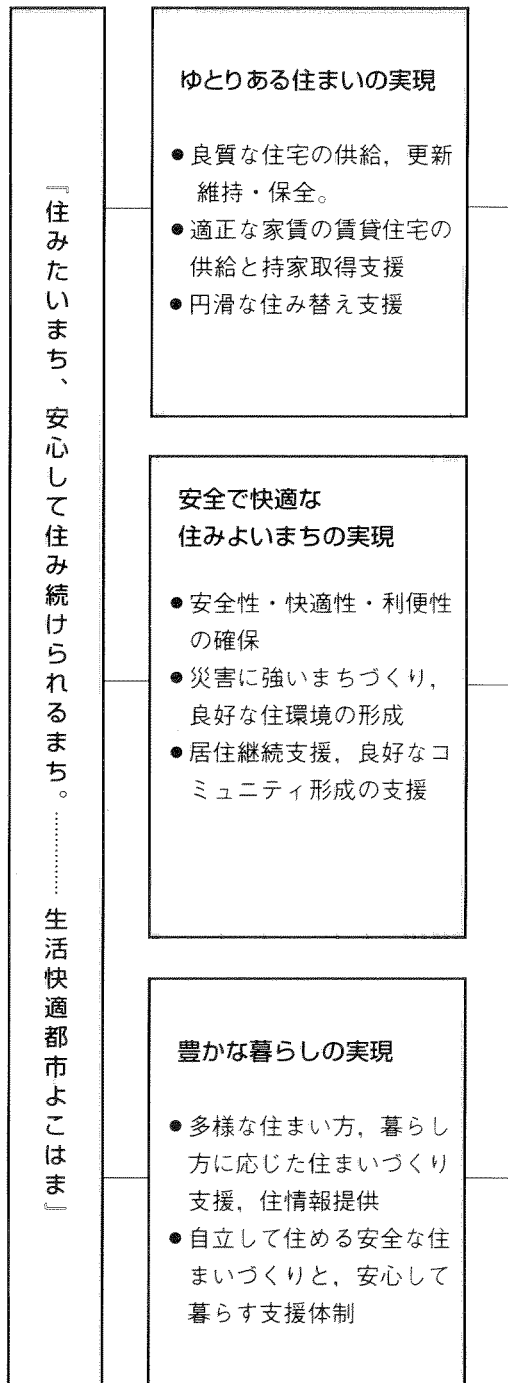
(3) 豊かな暮らしの実現

- 市民が、ライフスタイルに応じて、誰もが安心して住めることをめざします。
- 横浜市の市民の暮らし方は様々であり、また年齢や時代に応じて変化していきます。このため、年齢・性別・価値観・趣味・仕事・健康状態などに応じて住めるよう、多様な住まい方・暮らし方に応じたさまざまな住まいづくりを支援していくとともに、住まいに関する情報の提供・交流の場の整備を図ります。
- 高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、自立して自由に暮らせるよう、ハード面での安全な住まいづくり・まちづくりを進めるとともに、安心して暮らすためのソフト面での支援体制の整備に努めます。

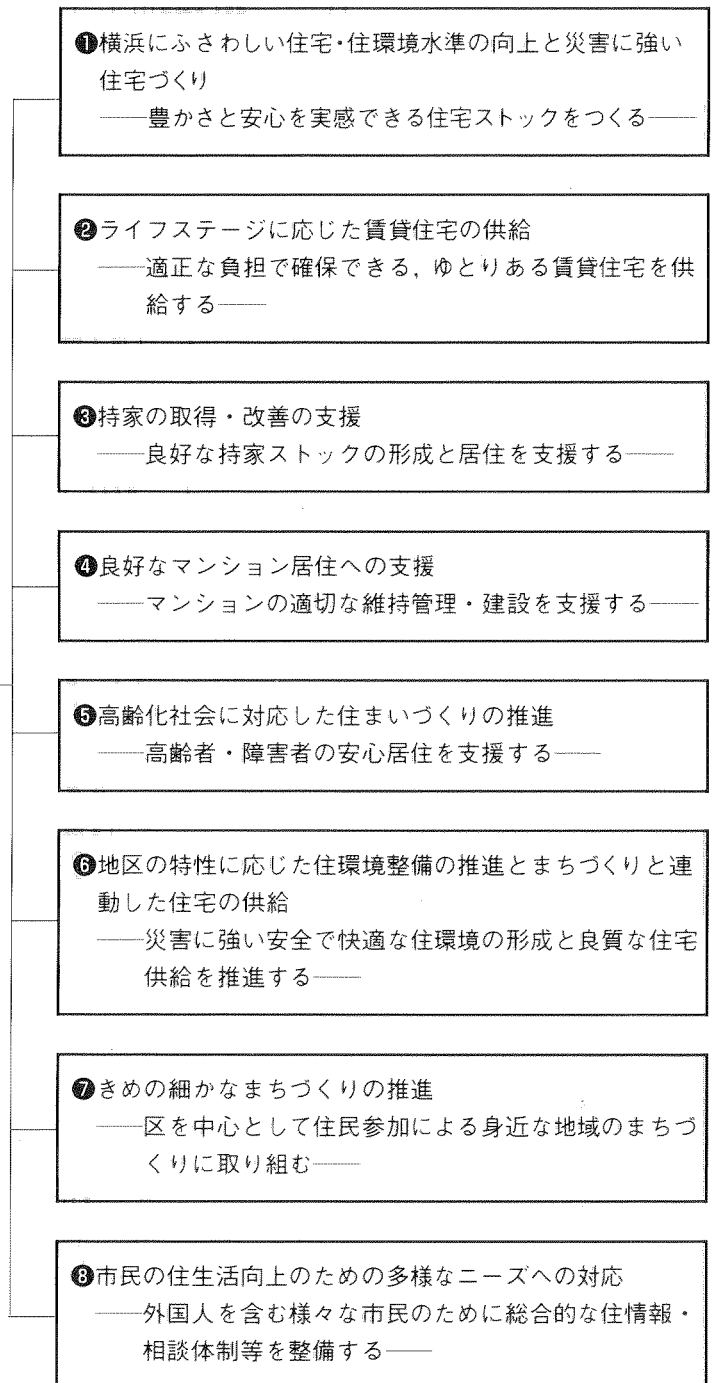
3 基本方針

- 基本理念及び基本目標に基づき、住宅政策の主要課題を踏まえて、以下の8つの基本方針を定め、具体的な施策への取り組みの指針とします。

【基本理念・基本目標】



【基本方針】



1 横浜にふさわしい住宅・住環境水準の向上と災害に強い住宅づくり 豊かさと安心を実感できる住宅ストックをつくる

- 『ゆとりある住まい』『住みよいまち』の実現に向けて、横浜らしい良好な住宅・住環境や災害に強い住宅づくりを進めるため、行政は、住み手やつくり手と一体となって、施策の展開に取り組めます。そして、市民が豊かさを実感できる住宅ストックの形成を図ります。

2 ライフステージに応じた賃貸住宅の供給 適正な負担で確保できる、ゆとりある賃貸住宅を供給する

- 『ゆとりある住まい』を実現するためには、適正な負担で、ライフステージに応じて住み替えができるような多様な住宅を適切に供給していくことが必要です。このため、賃貸住宅については、市営住宅をはじめとする公共住宅の供給拡大、住み替えの円滑化、居住水準の向上を図るとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅についても適正な家賃負担の実現と居住水準の向上に努めます。
- これにより、住宅事情が悪化している中堅ファミリー層への良好な住宅供給や高齢者世帯の居住の安定を図るなど、ライフステージに応じた良好な賃貸住宅の供給を図ります。

3 持家の取得・改善の支援 良好な持家ストックの形成と居住を支援する

- 横浜に住み続ける市民が、個々のライフステージの中で持家購入や買い替えを希望したときに、適切な戸建て住宅等が適正な価格で取得できるようにすることが求められています。このため、質の高い戸建住宅の供給誘導を図るとともに、新規取得や買い替えに対する融資等の支援を拡充していきます。
- また、持家の適正な増改築・維持改善に対する公的な支援の拡充を行います。

4 良好なマンション居住への支援 マンションの適切な維持管理・建設を支援する

- 共同住宅の増加に対し、マンションの不良ストック化を防止していく必要があります。このため、維持管理・改善が適正に行われるよう融資等を拡充し、新たに建設されるマンションについても指導・支援を強化していきます。
- また、21世紀を展望する横浜にふさわしい都市型居住を確立していくことが必要です。このため、公共住宅においてモデルとなる良質な都市型住宅の供給を進めるとともに、民間住宅の供給の誘導を図ります。
- さらに、マンションにおけるコミュニティの健全な育成を図るため、都市型居住に対する住まい方のルールの確立を図ります。

5 高齢化社会に対応した住まいづくりの推進

高齢者・障害者の安心居住を支援する

- ライフステージの中でも、高齢期の不安に応える対策は特に重要です。高齢期でも安全に暮らせる住まい・まちづくりや、安心して生活するための支援策の推進に取り組みます。
- このため、高齢者の多様な住まい方、暮らし方に応じた住宅の確保を支援するとともに、高齢者の生活特性、資産特性に対応した住宅の供給を誘導します。
- また、身近な地域における安全で利用しやすい道路、公園等の整備を進めるなど、福祉の都市環境づくりを推進します。
- 高齢者、障害者等は災害発生時に迅速な行動がとりにくいため、地域社会や住民の協力を得て、これらの人々の安全を図る体制を整えます。また、特にねたきり高齢者世帯に対する防災訪問の実施など、防災意識の啓発と安全確保を図ります。
- 高齢者・障害者が地域の中で安心して生活できるよう支援するため、保健・医療・福祉等関連分野と連携した施策・事業を推進します。

6 地区の特性に応じた住環境整備の推進及びまちづくりと連動した住宅の供給

災害に強い安全で快適な住環境の形成と良質な住宅供給を推進する

- 『住みよいまち』の実現のため、地区の特性に応じた住環境の改善・整備を行い災害に強い安全で快適なまちづくりを進めます。このため都心周辺部など住環境を改善する必要がある地区について、住環境整備を総合的かつ計画的に推進します。このため、老朽化した木造賃貸住宅が密集する地区や都心周辺の丘陵部などにおいて、防災性の向上、景観の保全、居住者の高齢化への対応などを目的とした住環境整備方策の検討を進めます。
- また、各地区のまちづくりに伴い良好な住宅供給の促進を図ります。このため、みなとみらい21地区など都心部での就業機会の増加に対応した都心周辺部における住宅供給、各地域での商店街整備や住工混在地区の整備などにおける産業施策と連携した住宅供給、さらに、市街化区域内の宅地化農地における都市基盤整備と住宅供給などを推進していきます。

7 きめの細かなまちづくりの推進

区を中心として住民参加による身近な地域のまちづくりに取り組む

- 『住みよいまち』や『豊かな暮らし』の実現のため、住宅地などの身近な環境について、多様な地区特性に応じた美しい街並みの形成をめざします。
- 同時にコミュニティの形成を支援し、地域の防災・防犯対策、居住者の高齢化への対応などの推進に努めます。
- このため、区を中心としたきめ細かなまちづくりに取り組むための方策や体制を整え、住民参加による良好な住宅地づくりを進めます。
- また、美しい街並みを創るため、街並み形成のガイドラインに基づく計画的まちづくりの誘導を図ります。

8 市民の住生活向上のための多様なニーズへの対応

外国人を含む様々な市民のために総合的な住情報・相談体制等を整備する

- 様々な市民の多様なニーズに対応するため、幅広く住情報の提供・相談を図る体制を整備します。高齢者・障害者の住宅や生活の相談、マンションの維持管理の相談などを進めるほか、外国人市民の居住支援についても、住宅事情の把握、住まい方等に関する相談・情報提供などを進めていきます。